

本宮七丁目町内会 会則

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は本宮七丁目町内会（以下本会という）と称し、事務所を会長の指定する所に置く。

(会員及び構成)

第2条 本会の会員は本宮七丁目地内に居住する世帯またはこれに準ずる者とし、会員は班を構成する。

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦につとめ、社会福祉を増進し地域社会の発展を図ることを目的とする。

(事業及び事業年度)

第4条 本会は前条の目的を遂行するため次の事項について事業を行う。

事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

但し、会計(収入・支出)について2月及び3月分は翌事業年度に組入れる。

- 1 教育文化に関する事項
- 2 健康増進及び保健衛生に関する事項
- 3 社会福祉に関する事項
- 4 生活環境整備、防犯、及び交通安全に関する事項
- 5 その他目的遂行に必要な事項

(組織)

第5条 本会の事業運営のため、次の部を置く。

- 1 事業部 環境・文化・体育 担当
- 2 総務部 会計・庶務 担当

第2章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 1名
- 3 事業部長 若干名
- 4 総務部長 若干名
- 5 会計監事 若干名

(役員等の選任)

第7条 本会の役員は次の方法により選任する。

また、役員の外に会務を円滑に遂行するため班長、係を選任する。

- 1 役員は総会において選出する。
- 2 班長は当該班において選任する。
- 3 係は必要に応じて会長が選任する。

(任期)

第8条 役員等の任期は次の通りとする。

- 1 役員等の任期は1年とし、連続して再任する場合は3期3年までを目安とする。
- 2 班長など、係の任期は1年とし、班長以外の係は再任を妨げない。
- 3 市から委嘱された係は委嘱期間とする。
- 4 役員、係の欠員補充にあたっては、前任者の残任期間とする。

(任務)

第9条 役員等の任務は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務の一切を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
- 3 部長は第5条に定める部の事業を遂行する。
- 4 会計監事は本会の会計を監査し、総会において報告する。
- 5 班長は当該班の会務を統括し、事業の遂行にあたる。
- 6 係は担当する業務を遂行する。

- 7 第5条に定める部の業務を次の通りとする
- 1) 事業部 環境担当…環境美化保全、防犯、交通安全に関する活動
文化担当…教養文化、福祉、保健衛生、行事企画に関する活動
体育担当…健康、体育、行事企画に関する活動
 - 2) 総務部 会計担当…会計に関する事務処理全般
庶務担当…回覧・配布・掲示に関する事務処理全般
会議企画・資料作成・上記を含む会務全般については役員で分担・協力する。

第3章 会議

(会議)

- 第10条 本会の会議は総会、役員会、班長会とする。
開催は次の通りとし、会議は構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。
- 1 定時総会は毎年1回開催し書面による決議を原則とする。
但し必要に応じて招集による会議も開催できるものとし
会議開催の場合は書面決議に優先する提案等を審議し
提案等が無い場合は書面決議内容の説明会とする。
 - 2 臨時総会、役員会、班長会議は必要に応じ会長が招集する。
但し各会議とも構成員の過半数の要求があった場合はこの限りでない。

(会議の構成)

- 第11条 会議の構成は次の通りとする。
- 1 総会は会員により構成する。
 - 2 役員会は役員で構成する。
 - 3 班長会は役員及び班長で構成する。

(会議の任務)

- 第12条 会議の任務及び付議事項は次の通りとする。
- 1 総会は本会の最高議決機関であり、次の事項は総会で決議する。
 - 1) 会務の報告に関する事項
 - 2) 予算及び決算に関する事項
 - 3) 事業計画及び事業遂行に関する事項
 - 4) 会則その他諸規則の制定改廃に関する事項
 - 5) 役員を選出に関する事項
 - 6) その他重要事項
 - 2 役員会は執行機関であり、次の事項を付議執行する。
 - 1) 総会に付議すべき事項
 - 2) 総会の委任に基づく事項
 - 3) その他会長が必要と認めた事項
 - 3 班長会は総会、役員会の決定事項の具体化と、次期総会までの期間に決議を要する事項を付議執行する。

第4章 会計及び会費

(会計)

- 第13条 本会の会務を遂行するための経費は、
会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

- 第14条 本会の会費は世帯別に本会に納付しなければならない。会費の金額は総会の決議による。

(活動手当)

- 第15条 本会の会務遂行を円滑にするため、役員等に手当を支給する。手当の金額は総会の決議による。

第5章 細則

(細則)

- 第16条 この会則の他に必要に応じて細則を定める。

附則 1. この会則は令和6年3月24日より施行する。(全改定)